

## 相 談 事 例

### 事例1 社債の購入（劇場型勧誘）

（電話勧誘販売：金融・保険サービス）

（相談）

A社からパンフレットが届き、その後、B社から電話があり「限られた人しかパンフレットは送られてこない。社債を買いたい人がいるのでその人の代わりに社債を申し込んでほしい。」と頼まれ、断り切れずにA社へ2,200万円の申込み書をファックスで送信した。その後A社から名義を貸したことを責め立てられ、振り込みを迫られ、10月上旬に100万円振り込んだ。10月末に配当が振り込まれたが、11月分は振り込まれず、A社へ返金を申し出たら、1月初旬に返金すると言われた。その後、A、B社とも連絡が取れなくなった。

（当事者 70代 男性）

（処理結果）

劇場型の金融商品トラブル事例について説明。今後、同様の勧誘にも気を付けるよう助言。電話対応については、電話番号の変更、留守番電話、迷惑電話お断りサービスの利用を案内した。もし勧誘を受けたら契約する前に当所へ相談するように伝えた。

### 事例2 社債の購入（劇場型・被害回復型勧誘）（電話勧誘販売：金融・保険サービス）

（相談）

以前失敗した投資の損を取り戻してくれるとA社から電話があった。A社の大事な客がB社の社債をほしがっているが、自分たちは金融会社のため購入できない、代わりに購入してほしいと言われ、了承。

お金は後で返してもらえる約束で、総額で1,000万円払ったが、A社と連絡が取れなくなった。親族から警察に被害届を出すよう言われたが受理してもらえるか。

（当事者 50代 女性）

（処理結果）

劇場型の利殖商法、二次被害について説明。警察に被害届を出すことはできるが、会社と連絡が取れないのであれば返金を求めることは難しいと思われる。

居住地の無料法律相談を紹介した。

### 事例3 未公開株（被害回復型勧誘）

（電話勧誘販売：金融・保険サービス）

（相談）

3年前に付き合いのあった人から配当が高いといって勧められ、未公開株を110万円で購入した。毎月約3万円の配当が口座に振り込まれたが、半年で配当がなくなり、会社とも仲介をした人とも連絡が取れなくなった。

急に電話があり、未公開株を150万円で買い取ってくれる人が現れたという。名義変更が必要なので司法書士を連れて当地に来るといふ。友人も同じ被害に遭っていて、同じ勧誘があるという。

（当事者 40代 男性）

（処理結果）

未公開株の二次被害について説明。無登録金融業者が仲介した未公開株の契約は無効であるから、当該業者が金融庁に登録があるかどうか調べる。被害を回復するというが、これまで買取に来た事例はない、詐欺商法なのできっぱりと断り相手にしないよう助言した。

事例4 携帯電話有料情報サービス（架空請求）（通信販売：運輸・通信サービス）

<p>（相談）</p> <p>「以前登録したサイトの使用料が支払われていない。そのまま放置すると法的手続に入る。」という身に覚えのない電話が携帯電話にかかってきた。</p> <p>登録した覚えはないが不安。</p> <p style="text-align: right;">（当事者 50代 男性）</p>
<p>（処理結果）</p> <p>支払わず放置する、請求の電話には利用していないことを告げ支払を拒否する、相手に知られている以上の個人情報漏らさない、脅迫や悪質な取り立てがあれば警察に届ける。請求の封書やハガキなどは保管する。</p> <p>電子消費者契約法について説明した。</p>

事例5 外貨両替取引（劇場型勧誘）（電話勧誘販売：金融・保険サービス）

<p>（相談）</p> <p>知らない会社から「将来為替レートが値上がりし、必ず儲かる」と勧誘の電話を受け、その後、ガイドブックが送られてきた。勧誘員に勧められるままアフガニスタン紙幣2セット（合計金額26万円）を購入した。約半年後、換金してもらおうと購入した会社に電話したところ、電話に出ない。その後も連絡が取れない。</p> <p>金融機関に持って行くが換金してくれない。</p> <p style="text-align: right;">（当事者 90代 男性）</p>
<p>（処理結果）</p> <p>外国紙幣の両替の被害事例について説明。日本国内での金融機関では、アフガニスタン紙幣を日本紙幣に両替することはできないことを説明。</p> <p>購入した業者に書面で解約と返金を求めること、弁護士に相談し、早急の解約と返金を求めることを助言。県弁護士会を紹介した。</p>

事例6 パソコンのアダルト情報サイト（架空請求）（通信販売：運輸・通信サービス）

<p>（相談）</p> <p>パソコンのアダルトサイトを利用。無料動画をクリックすると入会手続完了と高額な料金を請求され画面も消えない。画面を消すためには確認ボタンを押すよう案内があり、それでも消せないときは問い合わせをするよう電話番号がある。まだ連絡していない。</p> <p style="text-align: right;">（当事者 60代 男性）</p>
<p>（処理結果）</p> <p>電子消費者契約法について一般的な事例を説明し、業者が電子消費者契約法を守っている場合は契約成立と主張される恐れもあること、クリックする前にその意味を良く考えるよう伝えた。</p> <p>今回の事例では、確認画面、訂正・取消画面がなかったということなので、支払わず、連絡を取らず放置すること、知られている以上の個人情報は漏らさないことを助言。</p> <p>ウイルス感染が疑われる消えない画面の対応方法として、独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）を紹介した。</p>

### 事例7 出会い系サイト

(通信販売：運輸・通信サービス)

#### (相談)

携帯電話を使用し、出会い系サイトに登録したところ、色々な人から「メールの相手をしてくれたらお金をあげる。」「大金を受け取る権利をあげる」等のメールが届いた。

無料のポイントを使い終わった後、電子マネー決済で、17万5千円分のポイントを購入し、メールのやり取りをしたが、メールの相手が信じられなくなり、出会い系の「さくら」ではないかと思う。今後の対処要領を教えてください。

(当事者 10代 男性)

#### (処理結果)

センターがあっせんに入り、相談者が未成年者であることを申し立て、決済代行業者と交渉した結果、電子マネーで決済した17万5千円を全額返済ということで合意。

その後、相談者から「決済代行業者から17万5千円が振り込まれた」旨の連絡があった。

### 事例8 インターネット通信サービス

(通信販売：運輸・通信サービス)

#### (相談)

大手電話会社を名乗り、電話で勧誘。「お住まいの地域の光電話の準備ができた。光回線が今なら2～3年は無料、その後は有料になる。光回線にすると早い。」というが、この地域だけ本当に無料なのか知りたい。

インターネットを利用しているが、速度に関しては不自由していないので今のままでよいと思っている。このような電話がいろいろな回線で来る。断っているが対応に苦慮している。どうしたら良いか。

(当事者 50代 女性)

#### (処理結果)

電話勧誘の業者が代理店の可能性がある、「何が無料なのか」電話勧誘の担当者に確認をするよう助言。電話勧誘を止めてほしいのであれば、代理店名、担当者名、電話番号、勧誘内容を具体的に聴き取り、親会社である電話会社に相談するよう助言し、大手電話会社のお客相談センターを案内した。

### 事例9 賃貸アパートの敷金

(店舗購入：レンタル・リース・貸借)

#### (相談)

5年居住したアパート。汚損箇所3か所の補修費用のことだが、入居前からあった汚損部分も含まれている。そのことを申し出たところ、家主は入居時に汚損がなかったことを認める書面に自分がサインをしていると主張する。そのような書面は交わした覚えはない。

また、修理費用の単価も高い。今まで家主と交渉してきたが、これ以上話ほししないと拒否された。どうしたらいいか。

(当事者 20代 男性)

#### (処理結果)

賃貸住宅退去時の敷金精算については国土交通省の賃貸住宅の自然消耗考え方等について説明。家主の主張する入居時の汚損箇所の確認書面の写しを取り寄せること、また契約書の特約条項を確認するよう助言。

補修費用の多寡については同業者から情報収集してはどうかと助言。少額訴訟について説明。無料の法律相談、県弁護士会、県司法書士会、県宅建業協会を紹介。

**事例10 健康食品など**

(家庭訪販：食料品など)

<p>(相談)</p> <p>母は認知症があり介護サービスを受けている。私は県外に住んでいるので気がかりである。</p> <p>先日、母の介護をお願いしているホームヘルパーが、母が大量の健康食品を契約していることに気がつき、私に連絡があった。これまでも布団やマッサージ器を買わされたようだ。</p>
<p>(当事者 80代 女性)</p>
<p>(処理結果)</p> <p>預金通帳に不審な引落としが見つかって被害に遭っていることが分かることが多いので、母親の財産をしっかりと管理する。民生委員や介護サービスの職員にも注意を払ってもらおう。</p> <p>成年後見制度を検討するよう家庭裁判所を紹介した。</p>

**事例11 海外宝くじ**

(当選商法：教養・娯楽)

<p>(相談)</p> <p>海外から、海外宝くじのダイレクトメールが頻繁に届く。申し込んでもいないのに、巨額の賞金が当たるように書いてある。前は中国、今回はオーストラリアから届いた。対処は。</p>
<p>(当事者 30代 女性)</p>
<p>(処理結果)</p> <p>海外宝くじのトラブル事例について説明。日本国内での海外宝くじの授受は刑法で禁じられている、今後もダイレクトメールが届くことが予想されるが、無視するよう助言。</p>

**事例12 温熱治療器**

(訪問販売：保健衛生品)

<p>(相談)</p> <p>訪問販売で温熱治療器を購入。パンフレットに「疲労回復」、「神経痛が良くなる」「筋肉のコリをほぐす」、「血行を良くする」等記載されている。効能効果を調べるにはどうしたらいいか。高額な商品だったので効能効果があるか知りたい。本当であれば使うつもりである。</p>
<p>(当事者 80代 女性)</p>
<p>(処理結果)</p> <p>独立行政法人 医薬品医療機器総合機構で、認証番号のアルファベットによって効能効果を調べることができることを説明。</p> <p>勧誘時にどのようなセールストークがあったか、認証されている以外の効能効果をうたうことは禁止されていること、訪問販売の場合、法定書面の交付、クーリング・オフがあることを伝え、慎重に対応するよう助言。</p>